

入札説明書

三重県農業共済組合

I 物品の仕様について

1. 契約名称

令和8年度任意共済事業における加入関係書類等の発送事務委託契約

2. 発送事務内容等

(1) 建物共済

別添の仕様書のとおり。

(2) 農機具共済

別添の仕様書のとおり。

3. 納入場所

本組合指定郵便局

4. 納入期日

本組合指定日

5. 仕様詳細

仕様詳細については、別添の仕様書のとおり。

II 入札の内容及び注意事項について

1. 入札の内容

(1) 入札方法

一般競争入札による。

(2) 入札金額

上記 I 及び別紙仕様書に基づく令和8年度任意共済事業における加入関係書類等の発送事務に必要な費用一切。

ただし、郵送代及び加入申込書等の印刷代は除く。

2. 参加申請に関する事項

(1) 参加申請書類提出期間

令和7年10月6日（月）から令和7年10月17日（金）午後4時まで

(2) 参加申請書類提出場所

三重県農業共済組合 事業部 資産共済セクション

〒514-0008 津市上浜町六丁目81番地11

(3) 参加申請書類提出方法

郵送又は持参による。

3. 入札の実施

(1) 日時

令和7年10月31日（金）午前10時

(2) 場所

津市上浜町六丁目81番地11

三重県農業共済組合 2階 会議室

(3) 入札書

様式例9号「入札書」により作成し、封印の上、入札参加者の氏名を表記し、入札時に持参しなければならない。なお、後述の郵送による方法も認めることとする。

(4) 委任状

代表者に代わって、代理人名で入札書を作成する場合、様式例7号「委任状」により委任状を作成し、入札執行前に提出しなければならない。

なお、代表者名で入札書を作成し、別の者が持参人を務める場合、委任状の提出はしなくてよい。

(5) 郵送等による入札参加を希望する場合

①事前連絡

郵送にて入札に参加を希望する旨を、入札書並びに委任状等の提出書類（以下「提出書類」という。）の送付以前に、本組合資産共済セクションまで電話にて通知しなければならない。

②提出書類本組合到着期限

入札日の1日前（土日祝日を除く）の午後4時必着

③郵送方法

一般書留又は簡易書留に限る。これ以外の郵送による提出は無効とする。
なお、持参による提出は認めるものとする。

④再入札参加資格の失効

郵送により入札に参加した者は、後記6.（3）の再入札に参加する資格を失する。

(6) 入札辞退

入札参加の辞退を希望する場合は、その旨を後記「Ⅲ 問い合わせについて」の「2.方法及び期限」に定める方法により、入札日の1日前の午後4時までに指定の問い合わせ先へ通知しなければならない。

(7) その他契約

本入札説明書及び入札通知書は入札当日に持参すること。

4. 入札に係る留意事項

(1) 入札参加資格

①農林水産省の機関及び三重県の指名停止の対象となっていない者（なお、農林水産省の機関とは、農林水産省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産省技術会事務議局筑波産学連携支援センターをいう。）

- ②現法人若しくは役員等が、暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業若しくは関係者、総会屋、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）でないこと、また反社会的勢力と関係がない者。
- ③「会社更生法」の規定に基づく再生手続開始の申立て又は「民事再生法」の規定に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていない者
- ④日本国内に本社（本店）を有する者
- ⑤その他、過去の入札実績により組合長が指名停止の対象としていない者

（２）入札に関する事項

- ①入札参加者は、入札通知書及び入札説明書を熟読の上、入札に参加しなければならない。
- ②入札参加者は、上記①の書類等について疑義があるときは、後記「Ⅲ 問い合わせについて」に定める方法により、質問を行うことができる。
- ③入札参加者は、上記①の書類等について不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることは、入札の前後を問わずできない。
- ④入札執行時間に入札会場内に入場していない者は、失格とする。ただし、不測の事態による場合は、入札執行職員の判断によるものとする。
- ⑤郵送等による入札は、前記３．（５）の方法によるもの以外、認めない。
- ⑥入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- ⑦入札開始後は、終了までの間入札会場への入退室を認めない。
- ⑧入札参加者は、入札書を一旦入札箱に投入した後は、その引換、変更又は取り消しを行うことはできない。
- ⑨入札参加者の会場への入場は、各社１名とする。
- ⑩入札に際し、第三者が立ち会うこととする。

（３）入札執行中の辞退

その旨を記載した入札書を入札箱に投入するものとする。

（４）公正な入札の確保

- ①入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。
- ②入札参加者は、入札にあたって競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- ③入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（５）入札の取りやめ等

- ①入札参加者が連合した場合、そのおそれが強い場合、又は不穏な行動をなす場合において、入札を公正に行うことができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させない若しくは入札の執行を延期又は取りやめ

ることがある。

②入札参加者が1名となった場合は、入札を執行しない。

(6) 入札の無効

入札参加資格を満たしていないとき、及び次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ①競争に参加する意思を有しない者が行った入札
- ②委任状を提出しない代理人が行った入札
- ③記名押印を欠く入札
- ④入札金額を訂正した入札及び入札年月日の誤り又は記入がない入札
- ⑤誤字、脱字、鉛筆書き等により、意思表示が不明瞭である入札
- ⑥予定価格を超える入札
- ⑦その他入札に関する条件に違反した入札

5. 開札

開札は、入札執行場所において、入札の終了後ただちに入札参加者の前で行うものとする。開札には第三者が立ち会うこととする。

6. 落札者の決定

- (1) 開札の結果、本組合が定めた予算（予定価格）内で最低価格の入札をした者を落札者とする。郵送による入札参加者が落札者となった場合、入札日の午後4時までにその旨を電話にて通知する。
- (2) 最低価格入札者が複数の場合、くじ引きにより落札者を決定する。郵送による入札参加者のくじは、立会人が代行して引くこととする。
- (3) 開札の結果、予定価格を下回る価格の入札がない場合、ただちに入札書を再度配布し、再入札を行う。
- (4) 再入札を行う場合、前回入札時の最低入札金額を公表し、その金額以上で再入札を行った者は入札参加資格を失するものとする。また、郵送により入札書を提出した者は再入札の参加資格を失する。
- (5) 再入札は、1回のみ行うこととする。

7. 落札決定通知

本組合は落札者に対し、書面にて落札決定通知を行う。

8. 契約に関する事項

落札者は、「契約に係る指名停止に関する申立書」及び「反社会的勢力の排除に関する覚書」を作成し、提出すること。

落札者は、落札決定通知後14日以内に契約を締結しなければならない。契約の詳細については、本組合との協議の上決定する。

Ⅲ 問い合わせについて

1. 問い合わせ先

三重県農業共済組合 事業部 資産共済セクション

TEL : 059-224-0503

FAX : 059-224-0507

E-mail : shisan@nosaimie.or.jp

2. 方法及び期限

電話及びFAX又はメールにて、入札日の4日前（土日祝日を除く）の午後4時まで

3. 回答

入札日の3日前（土日祝日を除く）の午後4時までにすべての質問内容を記載した「回答票」をすべての入札参加予定者にFAX又はメールにて回答します。